

摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領 の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）で ETC システムが利用可能となることに伴い、港湾事業者に対する減免措置の対象を ETC 利用車に限定するため、実施要領の一部を改正します。

2. 改正案の概要

(1) 減免対象車両

減免対象車両の要件に、ETC システムを利用してハーバーハイウェイを通行することを加えて、対象を ETC 利用車両に限定します。これに伴い申請の際、新たに車両ごとの ETC カード番号の登録が必要となります。

(2) 減免内容

これまで紙で交付していた減免通行券を廃止し、申請時に承認を受けた車両・ETC カードで、ETC システムを利用して無線通行した場合に使用料を減免します。併せて、事業用車両では年間 700 枚(回)、自家用車両では年間 150 枚(回)としていた上限は廃止します。

3. 施行予定日

令和 6 年 4 月 1 日